

第1回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）9月11日（水）13：30～15：30  
 2 場所 ウエルパルクまもと1階 会議室A  
 3 出席者 倉田委員、米満委員、富永委員、日高委員、田上委員、山口委員、丸山委員、石元委員、光安委員

4 議事

（仮称）熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の骨子（案）について

【議事要旨】

事務局	資料1～3に沿って説明。
倉田委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの縦割りの法令から漏れてしまった人も広く拾い上げることを目的とした法令であり、民間団体との協働が重要なポイントになってくるという理解でよろしいか。</li> <li>・資料2の8ページの民間団体と行政の対等な関係性について、例えば行政がニーズを見つけて民間団体に委託するような形が一般的であったかと思うが、今回の計画で、対等な関係性とはどのようなものを想定すればよろしいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで行政機関だけでは、なかなか支援が行き届かない状況であった。より適切な支援につなげていくため、独自の知見や経験、支援の技術などをお持ちである様々な関係機関や民間支援団体との連携協働を進めていきたい。</li> <li>・国の基本方針における「民間団体と行政の対等な関係性」については、行政が民間支援団体へ委託するといった関係性ではなく、お互いに対等な立場として協働していくという趣旨であると理解している。</li> </ul>
倉田委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方的に委託するという形ではなく、お互いに協働して、対応を進めていく、そういう理解でよろしいか。従来とは違った方向性になるかと思うが、この辺り、何か意見はあるか。</li> </ul>
山口委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際、法律ができたからということで、まだ現場が大きく変わったということはない。この法律ができるまでの委員の皆様の意見だと、民間等をお願いしたままということが多かったとのことで、依頼して終わりではなく、そこから連携してスタートするという意味合いがあると思う。今もお話、相談させていただいているので、まったくゼロからのスタートではないと考えている。</li> </ul>
田上委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源がない民間支援団体と補助を行う行政では、どうしても力関係が生じるのではないか。</li> <li>・課題の中の、相談支援の充実と支援体制の強化のところ、行政での女性相談員の育成とあるが、民間団体のほうが、専門性があり、行政は数年で異動し</li> </ul>

	たり、相談員が非常勤であったりする点での課題もあるのではないか。
倉田委員長	<p>・山口委員からは、もうすでに協働ができている部分を活かすような形で、計画で、さらに深めていけるよう、具体化を進めていただくというご意見をいただいた。</p> <p>・田上委員から出た、女性相談員の育成、課題について、民間で得意な分野、行政だからこそできる分野とある。今回の計画は、横串で広く対象者を支援するものになるので、資源としては相談先がたくさんある方がいい。女性相談員の育成等の「等」の中に民間団体の支援が充実できるようなところがないか、事務局で検討していただきたい。</p> <p>・民生委員さんは地域をよくご存知で、アウトリーチと言わずとも、各地域でこういう方がいる、こういう困りごとがあるというのを発見できる大きな窓口だと思う。</p>
米満委員	<p>・私たちが対応するのは、主に高齢者の方が多く、今説明で聞いたようなところはあまり民生委員からは聞かない。健康の悩みだとか。</p>
倉田委員長	<p>・法律の内容を具体的に動かすには、やはり民生委員さんは重要な担い手として、マンパワーとして期待されているところかと思うので、例えば、この「等」の中に既存の民生委員児童委員の支援の場を広げていくというのは、一つあるかと思う。</p>
米満委員	<p>・市からは高齢者の方の名簿を預かって把握ができているが、今は75歳以上の方の支援を中心に活動をしている。貧困の問題に関する相談を受ける例もあるが、自分たちで対応できないときは、行政につないでいる。</p>
富永委員	<p>・今後、様々な団体と連携するにあたり、個人情報の取り扱いは非常に重要。相談者が困ることのないよう、行政へ相談に来られ、民間団体へつなぐときに、その団体が何をすることで、どういうメリットがあるのかを説明する必要がある、事前に把握したい。</p> <p>・民生委員さんが本委員会に委員として参画されていることはありがたい。高齢者の方からの相談が非常に増えており、地域包括支援センターささえりあ、障害を持った方の支援センター等、様々な困難というところで、広げて連携できたらありがたい。</p>
倉田委員長	<p>・連携にあたっては、個人情報の保護が非常に重要なポイントになる。規定もあるが、対象者が不利益を被らないよう、不信感を抱くことがないように、連携の中で個人情報をどう取り扱うか、きちんと対応をお願いしたい。</p>
日高委員	<p>・民生委員さんが入ってくださって嬉しく思う。地域に帰られた後は、医療機関なので、継続的に、アウトリーチも難しく、行政につないだとしても、それ</p>

	<p>以上の支援は難しい状況。お子さんがいらっしゃる方は、保健師さんが支援されていると思うが、どこにもつながらない方もいらっしゃる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性被害と本人さんが言われても、実際そういう状況がないとか、年齢的に支援の対象にならないとか、そのような方をどこでキャッチするかというときに、地域でお住まいになっていると、民生委員さんがキャッチしやすいのではないか。例えば、子育てをされていて引っ越しをされた方が、なかなか地域になじめなかったけれども、民生委員さんに声を掛けられるようになって生活がしやすくなったと聞いた。地域にいらっしゃるからこそ、ちょっとした生活のアドバイスをさせていただくとよいのではないか。</li> <li>・個人情報の問題はすごく難しいところであるので、ある程度の取り決めを決めた上で、民間同士がどういう役割を持っているのか、お互いに把握しながら、連携ができていくといい。</li> <li>・行政の担当者は異動で変わるが、民間は基本的に変わらないので、お互いにできることをうまく連携ができるといいのではないか。</li> </ul>
倉田委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3の11ページのところの相談支援の充実と支援体制の強化や連携協働のあたりで、具体的な意見をいただいているが、行政から、意見をいただきたい。</li> </ul>
光安委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律の作りが非常に要保護児童対策協議会（要対協）の作りに似ており、今後、支援調整会議を立ち上げるにあたり、一緒にやっていく場面も増えていくのではないか。女性相談員と区役所で、援助に向かう場面が増えると思うので、この辺りの仕組みを整理していく必要がある。</li> <li>・行政は定期異動があるところが大きく、要保護児童や特定妊婦等の支援では、児童家庭支援センターや産前産後の支援事業を社会福祉法人に委託したりと、民間の力を借りながら行っている。</li> <li>・様々な課題がある方で、行政に対して苦手意識がある方もいらっしゃることは重々承知している。いずれかの支援機関に繋がっていただけけるようにして、支援機関はネットワークを作って関わっていく等、縦割りになりがちなところを整理したいと考えている。</li> </ul>
石元委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に新たな視点での取組、様々な人を対象とした取組においては、担当者が変わろうが取組んでいく必要があると、行政は改めて認識していく必要がある。</li> </ul>

	<p>・資料3の4ページの連携計画の一つである地域福祉計画では、人とのつながりが希薄化する中でその人たちをいかにしてつなげるか、いかに支えるか、また支援をする人たちの支援のしづらさや人員不足といった課題があり、困難な問題を抱える女性の課題と関連している。地域福祉計画の素案を作成中であり、この委員会での議論を反映していきたい。</p>
田上委員	<p>・要対協の対象者が18歳を超えた場合、ケースを移管するということが起こるのか。</p>
光安委員	<p>・今から調整していく。何かしらの支援が必要な方だろうと思うので、継続性のある支援が提供できる仕組み作りをしていかななくてはならない。</p>
田上委員	<p>・児童相談所に対応していた方で、18歳を過ぎた後のケアについて依頼を受けることがあり、そのようなケースを想定し、お尋ねしたところである。</p>
倉田委員長	<p>・児童の定義が、国の方でも18歳から少しずつ広がってきているので、そのまま要対協で対応するのか、あるいは年齢である程度切って、ここから上はこちらで対応するのか、行政内部で検討されるか。</p>
光安委員	<p>・要対協は18歳までが対象者。他の受け皿となると、女性相談員や地域でとなる。</p>
倉田委員長	<p>・要対協と支援調整会議について、基本的には位置づけられている法令が違うので、2つのリンクという視点がこれまでなかったように思う。仕組みとしては同じだから類似の団体が出るという議論はあるが、2つの関係をどうするか整理がなかったため、連続性をもったものとして、支援対象者の移行ができるような関係にするのか、しないのか、整理していただきたい。</p>
光安委員	<p>・こども局と事務局で調整していきたい。</p>
富永委員	<p>・DV被害女性、困難な問題を抱える女性が窓口に来られるときに、お子様を連れて来られることが多い。資料2の7ページの⑦で同伴児童への支援とあり、こどもは同伴者とされている。こども基本法で、こどもは権利の主体者とされ、児童虐待防止法の心理的虐待でいくと要保護児童だと思うが、同伴児童の扱いで、待つ場所もなく女性支援が進んでいく状況。熊本市でこどもの権利サポートという視点で施策を進めているので、女性とセットで、母子、父子という視点が織り込まれたらいい。</p>
倉田委員長	<p>・対象者は困難な問題を抱える女性であるが、実際には、こどもがいらっしゃる場合がある。そのお子さんについては、計画で対応できるのか、できない場合はどう関連づけていくか、対象者との関係で、整理をお願いしたい。</p>
事務局	<p>・只今意見をいただいた、こどもの部分につきましては、一旦整理をさせていただき、次回素案でお示ししたい。</p>
倉田委員長	<p>・警察というのも、こういう問題では、連携の主体として位置づけられていると思うが、警察の方から連携について何かあるか。</p>

丸山委員	<p>・連携はやはり大事だと考えている。例えばDVを例にあげると、警察では基本的には加害行為をした側の指導、検挙を行っている。相談者の女性からお話を伺うと、そういった状況であることを知ってもらうだけでいいと言われることもあったり、1週間に何度も通報があつて、加害者を指導したり、一時的に分離したりするが、なかなか離婚までいかないということがあったりしている。相談者の方が収入の面、金銭面、子どもの養育費の問題があつて、なかなか離婚できないという話が実際にある。女性が我慢している状況の家庭が散見される。</p> <p>・民間団体等の相談先を私たちが知った上で、相談者にアドバイスをすることも重要な役目だと考えている。</p>
倉田委員長	<p>・被害者の方に対して、警察からこのような団体や相談窓口があることを情報提供のような形で連携を検討していただけるということか。</p>
丸山委員	<p>・そうですね。被害者の方を最優先に考えることが一番だと思う。</p>
倉田委員長	<p>・今までなかったとするならば、重要な新しい連携の在り方である。</p> <p>・事務局から計画のタイトル、評価指標について意見を伺いたいとあった。まず計画の名称で、意見はあるか。</p>
富永委員	<p>・女性と言いきる場合に、性自認なのか、どうなのか意見交換したほうがいいのではないか。例えば「女性等」など。言いきることで、混乱が生じないか、または不利益を受ける方がいないかという視点も大事だと考える。</p>
倉田委員長	<p>・国の基本方針の3ページで、トランスジェンダー女性の方の支援も検討することが望ましいとされており、ここでいう女性が性別上の女性に限られない。このままでいくか、広がりがあるという意味で「女性等」とするか、別のやり方もあるかと思うが、いかがか。</p>
光安委員	<p>・富永委員の考えに賛成。当事者の方へのメッセージにもなる。</p>
倉田委員長	<p>・いろいろなお考えがあるかと思う。例えば委員の意見として出して、パブコメもいただき、最終的な決定をするということによいか。</p>
事務局	<p>・12月～1月にパブコメを実施予定であるが、計画の名称についても、様々な意見をいただく可能性があり、意見を参考にし、最終的に名称を確定したい。</p>
倉田委員長	<p>・委員会の中の意見として「女性」に「等」をつけるという提案もあるということも、広く市民にお諮りいただくということによろしいか。</p>
山口委員	<p>・もし計画名称を「女性等」で変更する場合、社会資源についても、必要な支援策をしっかりと考え、文言も変更していかななくてはいけない。</p>
倉田委員長	<p>・タイトルを変える以上は、中身もそれに対応しないといけないので、その辺りも検討をお願いしたい。名称に関しては、こちらの案として投げかけさせていただいて、最終的には意見をいただくという方向性によろしいか。</p>

	<p>・資料3の11ページの数値目標として、事務局からは、2つが挙げられているが、こういう指標がいいのではという意見があれば、伺いたい。</p>
山口委員	<p>・支援調整会議についてどういうスタイルで、どういう目的で開催されるのか。要対協のように個人の内容に入り込んだものか、日頃の各団体の困難なケースを検討するようなものか。アフターケアの実施はどのように実施するのか。これまでしていた講座を同様にされていくのか。相談窓口の周知のスタイルを変えてされていくのか。</p>
事務局	<p>・支援調整会議の目的について、国の基本方針では4つ。①支援対象者の地域支援の実態把握、②支援者の役割や責任、連携のあり方の明確化、③個別ケースについてのアセスメントと支援方針の決定にかかる協議、④支援対象者についての情報共有。</p> <p>・3つの段階に分け、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の実施が想定されている。山口委員ご指摘のケースについて検討する場合は、個別ケース検討会議が該当するのではないかと考える。</p>
事務局	<p>・アフターケアの実施だが、各区の相談員や男女共同参画課の相談員は現在、アウトリーチやアフターケアなどを行っていない。法に則った計画策定において、外に出て訪ねていくような形の相談体制も必要であるが、現在の市の相談の体制では難しく、今後検討が必要である。女性相談員だけで行うのか、民間団体の方と協働して行っていくことも考えていきたい。</p>
倉田委員長	<p>・山口委員のご質問は、指標を考えるにしても、実際の支援の内容がわからないと、どういう目標がいいのか、今一つ掴めないというご質問であったと思う。次回具体的な落とし込みを見せていただいた上で、委員の皆様から意見をいただいてよろしいか。</p>
富永委員	<p>・個別ケース検討会議を招集するときは、民間団体で検討が必要だと考えた時に、民間団体が招集をかける必要があるのか。その辺りが現時点で見えないので、数値目標の回数までは議論できない。</p>
倉田委員長	<p>・今日はその点も課題であり、支援調整会議をどういう形で集めて、どういう形でやるのか、是非委員の皆様からも意見を伺いたい。</p>
日高委員	<p>・民間では、ケース会議が必要だと思った時に個人情報の取扱いが難しく、民間同士になると、この情報を共有していいのかといった課題も出てくる。要対協だと会議に挙げれば議論ができるが、挙げられない場合に、個別検討会議の開催を行ってはいるものの、対象者の同意を得てからでないといけない。個人情報の取り決めを検討いただきたい。</p>
富永委員	<p>・性暴力の相談で、福祉課に行くことはあまりなく、ゆあさいどに、まず連絡をされると思う。他の機関の連携が必要な場合に、ケース検討会議を開</p>

	くことはあるのか。
田上委員	・今のところゆあさいどから、民間団体に声をかけてケース検討会議を行うことはない。例えば学校現場でケース検討会議を開いていただき、そこに入っていき、または児童相談所が関わっているケースであれば、児童相談所と一緒に参加させていただくことはある。支援調整会議のあり方として、それぞれの団体が把握した困難者について、事務局に投げかけて、事務局が主催して開催する形がいいのではないか。
倉田委員長	・民間同士での情報共有はリスクがある。行政が主体となって、行政が開催することが現実的である。
事務局	・支援調整会議は、要対協のように、民間の方が発議して開催するというより、行政にお知らせいただいた方について開催するという形で考えている。個人情報の観点から、どなたに会議に入っていただくか、要対協で入る方と同じ方になる可能性もあるので、その辺りの調整も必要と考えている。
田上委員	・それぞれの団体で、個人情報保護の取扱いがあるので、それに抵触しない形で、支援調整会議のルールを決めていただきたいと思います。
倉田委員長	・次回の素案では、具体的な手続きや運用の方法が明示いただけるとのことか。
事務局	・支援調整会議のあり方について、より具体的に素案で明示できればと考えている。
田上委員	・未然防止啓発の実施のところで（資料3の11ページ）、くまもと被害者支援センターでは、中学生・高校生、学校の職員や保護者の方を対象に、性被害、性加害防止の出前講座をしている。依頼があれば伺っているが、市内の学校からの依頼は少ない。  ・一番疑問に感じるのは、事務局の中に、なぜ教育委員会が入っていないのかということ。困難な問題を抱える女性に中学生・高校生が入るのか、入らないのか。入るのであれば、教育委員会は是非入ってほしい。
事務局	・今回、事務局として教育委員会の出席はないが、計画に関連する全ての課が出席しているわけではない。ご指摘のとおり、未然防止啓発の実施では、中学生・高校生・専門学校生等、困難な状態に陥らないための早期からの教育が非常に大切だと考えている。また、学校現場での教育委員会との取組も重要だと考えているので、教育委員会と協議をしながら、素案で具体的にお示ししたい。
倉田委員長	・支援対象者は年齢問わずとなっているので、できるだけ広い対象者に未然防止啓発の想定ができるような素案の作成をお願いしたい。
事務局	・未然防止啓発について、様々な部署でデートDVや人権の講座といった、中学生・高校生を対象とした出前講座を行っている。同じ中学校に色々な部署が行くということもあるので、教育委員会とも協議し、整理をさせていた

	<p>だきたい。</p>
田上委員	<p>・子どもたちが関わってくるのは、未然防止啓発だけでない。実際に被害にあっている、困難な状態にある子どもたちを支援していくという点で、学校の役割は大きく、そこも含めてお願いしたい。</p>
山口委員	<p>・資料3の12ページの支援に関する対策庁内連絡会議を新たに設置するという事は、各部署でワンストップ的な窓口を検討するという事か。</p>
事務局	<p>・庁内連絡会議の機能については、現在のところ、各区や関係部署と支援のための情報共有、支援状況の協議、各取組の進捗管理を行っていくことを想定。ワンストップでの支援について、具体的に話し合う場としては想定していない。</p>
山口委員	<p>・例えば住民基本台帳のロック（支援措置）を希望されている方の同行支援を行っているが、各窓口でそれぞれに情報共有するというスタイルがなくなり、関係部署で情報を共有できるシステムが新たにできるということか。</p>
事務局	<p>・庁内で協議が必要であるが、ワンストップでできるような同行支援が必要であると考えており、検討させていただく。</p>
倉田委員長	<p>・内部での情報共有によって、各窓口でそれぞれ説明するということがなくなるのは、本質的な支援をするためには非常に重要なご指摘であるので、検討いただきたい。</p>
富永委員	<p>・議員立法の困難な女性支援法、国の施策方針、これが実現できたらどんなにいいだろうと思うが、現場にいる者としては、今の体制、予算でこのような夢みたいなきことができるのかと思う。この委員会で理想を言って、すべて男女共同参画課でということではなく、どこかの耳に入って実現するのであればと考えており、意見を言うために招集されたと思うので提案をしたい。</p>
山口委員	<p>・今回、民生委員さんが入ってくださっており、高齢者の方の相談がほとんどということだったが、今後、困難な問題を抱える女性がセーフティネットにかかるために、民生委員児童委員の方の研修というように、具体的に盛り込んでいければ、ケアできるのではないか。</p>
倉田委員長	<p>・計画ができたからといって、あっという間に問題が解決するものではない。あくまでも基本的な方向性、新しい方向性について、意見交換ができる場があって、計画で具体的な形になることが大きな一歩になる。そのための意見を委員の皆様にはお出しいただくよう次回もよろしくお願いしたい。</p>